



公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和4年7月7日

長野県知事 阿部 守一

- 処分をした年月日
令和4年7月7日
- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
株式会社内山総合設備
千曲市大字粟佐1254番地4
増田 政雄
- 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
(2) 期間
令和4年7月20日から令和4年7月22日までの3日間
- 処分の原因となった事実
株式会社内山総合設備及びその代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したとして、平成30年10月26日に上田簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、翌月、その刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年7月7日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
松本都市計画道路 3・5・6号出川浅間線
松本都市計画道路 3・6・9号大村湯の原線
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年7月7日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
松本都市計画用途地域
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯田都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和4年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和4年7月31日（日） 午後1時から
- (2) 開催場所 長野県飯田合同庁舎3階会議室（飯田市追手町2-678）

2 都市計画の変更案の概要**(1) 都市計画道路**

- 3・3・4号羽場大瀬木線
- 3・3・6号北方座光寺線
- 3・3・45号竹佐北方線

(2) 変更案の閲覧

令和4年7月8日（金）から令和4年7月29日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画法に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

令和4年7月8日（金）から令和4年7月22日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、飯田市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

(整理番号)

公 述 申 出 書

飯田都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年7月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

財務会計システム用機器及びソフトウェア等一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け 22管第285号)に基づく

入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/456teikisinnsa.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局会計課出納電算係

電話 026 (235) 7356

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年8月22日（月）午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和4年8月19日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県会計局会計課出納電算係

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書等に定める書類等を、令和4年8月15日（月）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased:

Financial accounting system equipment and software , 1 set

(2) Lease duration:

From October 1, 2022 to September 30, 2027

(3) Delivery locations:

As mentioned in the tender specifications and description

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Government

Accounting Bureau, Accounting Division

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

Tel: +81-26-235-7356

(5) Bid opening:

Date and time: Monday, August 22, 2022, 1:30 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st floor, Bidding Room

(6) Mail-in submission:

Deadline: Must arrive by Friday, August 19, 2022, 5:00 p.m. (JST)

Mailing address: Nagano Prefectural Government, Accounting Bureau, Accounting Division
380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)

会計課

公告

佐久市土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年7月7日

長野県佐久地域振興局長 高橋 功

理事

新任

氏名 住所

吉澤 勇雄 佐久市塚原300番地
関口 良彦 佐久市横根536番地1
中澤 宏 佐久市上平尾208番地1
佐藤 忠幸 佐久市下平尾1361番地2
矢野 元重 佐久市安原113番地
赤羽根 寿文 佐久市横和459番地5
大井 浩 佐久市鳴瀬1048番地
池田 好見 佐久市塚原1094番地1
小林 利国 佐久市塚原2370番地1
須藤 誠 佐久市根々井598番地
小林 省三 佐久市鳴瀬1810番地2
中山 稔明 佐久市鳴瀬3561番地

重任

氏名 住所

柳田 清二 佐久市野沢219番地6
東城 範義 佐久市長土呂1133番地4
赤澤 茂夫 佐久市岩村田3781番地1
森角 武夫 佐久市岩村田529番地2
井出 健一 佐久市新子田812番地
伊藤 喜夫 佐久市志賀5950番地1
上原 康德 佐久市岩村田1052番地5
小林 順一 佐久市平塚197番地1
上原 英雄 佐久市常田278番地2
佐藤 加一郎 佐久市塩名田1246番地3

退任

氏名 住所

浅沼 敕夫 佐久市岩村田461番地

柳澤智人	佐久市塚原394番地
糊澤正実	佐久市横根569番地1
大塚和夫	佐久市上平尾1002番地
木下廣道	佐久市下平尾1320番地1
中澤隆弘	佐久市新子田958番地2
磯貝袈裟敏	佐久市三河田51番地
土屋征男	佐久市鳴瀬1107番地1
田村寿之	佐久市塚原1123番地1
小林誠	佐久市塚原1847番地1
荻原新一	佐久市根々井532番地
中山三男	佐久市鳴瀬3675番地2

監事

新任

氏名	住所
井出龍一	佐久市田口4681番地
浅沼敕夫	佐久市岩村田461番地
磯貝袈裟敏	佐久市三河田51番地

重任

氏名	住所
吉澤昭	小諸市大字耳取2092番地

退任

氏名	住所
神津良一郎	佐久市志賀3461番地3
小林将一	佐久市今井96番地1

農地整備課

公告

駒ヶ根市駒ヶ根竜東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年7月7日

長野県上伊那地域振興局長 竹村 浩一郎

理事

新任

氏名	住所
菅沼佳彦	駒ヶ根市中沢2718番地
伊藤健一	駒ヶ根市東伊那798番地
小林利晴	駒ヶ根市中沢12208番地
浅井和彦	駒ヶ根市下平3653番地3

重任

氏名	住所
伊藤文和	駒ヶ根市東伊那977番地2
松尾貴文	駒ヶ根市中沢2127番地
竹村博	駒ヶ根市中沢3628番地

退任

氏名	住所
竹村豊平	駒ヶ根市中沢2831番地
竹村潤	駒ヶ根市東伊那642番地1
木下房治	駒ヶ根市中沢12201番地2
小出文雄	駒ヶ根市下平1334番地2

監事

新任

氏名	住所
木下房治	駒ヶ根市中沢12201番地2

原 健 一 駒ヶ根市下平1304番地
 竹 内 和 人 駒ヶ根市東伊那208番地1
 竹 村 政 利 駒ヶ根市中沢3495番地2
 富 永 満 駒ヶ根市中沢2041番地2

退 任

氏 名 住 所

下 島 一 穂 駒ヶ根市中沢12227番地
 加 藤 和 彦 駒ヶ根市下平2286番地1
 滝 沢 稔 駒ヶ根市東伊那7935番地14
 木 下 重 夫 駒ヶ根市中沢2882番地6
 所 河 兼 寿 駒ヶ根市中沢2861番地イ

農地整備課

正 誤

令和3年10月11日付け長野県伊那建設事務所告示第18号「道路の供用開始及び関係図面の縦覧」中

ページ	行 (箇所)	誤	正
4	9	西	東
4	10	西	東

道路管理課